

2021年 月 日

北海道地方最低賃金審議会

会長 亀野 淳 様

北海道最低賃金を1,500円に引き上げること等を求める要請書

地域別最低賃金に目安制度が導入されて以降、当北海道は「C」ランクに位置付けされています。今も都市部である「A」ランクとの格差は拡大を続け、本来の目的である「最低賃金の地域間格差解消」は有名無実となっています。

また、現時点の北海道地域最低賃金は70年以上前に国民と労働者の生存権利を定めた法律、日本国憲法第25条、労働基準法第1条及び最低賃金法第1条の目的に悖る内容です。現に北海道には給与所得者の29.6%（約50万人）が年収200万円以下で生活し、道内全労働者216万人の中、23.5万人は最低賃金で働いています。何れも世帯形成は極めて困難であり長期間単独生計を継続せざるを得ず晩婚化と少子高齢化を助長させる要因と指摘されています。

国民として生活を維持するには税・公共的経費等の社会生活維持費を確保しなければなりません。特に現下のコロナ禍・高齢化においては医療費や社会保障費確保は典型かつ急務です。今、この経費には地域間格差は少なくほぼ均一かむしろ地方都市の方が人頭割で高くなる場合もあります。生きるための経費が全国一律であることに対して支払い原資となる賃金に地域格差を設定するのは極めて合理性に欠けます。

北海道で生きるための年間生活経費は、諸物価を勘案しても「A」ランクの都市部と大きな差はありません。むしろ厳寒期の生命維持対策の経費を加算すべきところもあります。従って、現実的に積算した生活経費を時間給として見積れば1500円が最低限度として妥当です。以上の観点から今般の北海道地域最低賃金の改定につき下記の項目の実現を求めます。

記

- 1、北海道地域最低賃金を2021年10月1日より時間給1,500円に改定することを強く求めます。
- 2、2021年10月1日より、北海道地域最低賃金を時間給1,500円に改定するにあたり、中小企業への負担軽減措置を速やかに図られたい。

以上